農地中間管理事業の推進に関する 基本 方針

平成 2 6 年 5 月 奈 良 県

目次

- 第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標
- 第2 第1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地 の利用の効率化及び高度化の促進に関する目標
- 第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向
- 第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項
- 第5 農地中間管理事業に関する啓発普及その他農地中間管理事業を推進するための施策に関する事項
- 第6 関係機関の連携及び協力に関する事項

第1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

規模拡大を目指す意欲ある担い手、集落営農組織、新規就農者等を確保し、 農地の有効活用を図るため、奈良県における効率的かつ安定的な農業経営を営む者(以下「担い手」という。)が利用する農用地の面積目標は、次のとおりと する。

項目	現在	概ね10年後
	(平成24年度)	(平成35年度)
耕地面積(①)	22, 400ha	22, 400ha
うち担い手が利用する面積(②)	2, 884ha	7, 582ha
担い手への農地集積率②/①	13%	34%

- 第2 第1以外の農地中間管理事業の推進により達成しようとする農用地の利用 の効率化及び高度化の促進に関する目標
 - 1 担い手が利用する農用地の集積

農地中間管理機構が貸付けを行う担い手の農用地の利用状況等を把握し、効率 的に農用地を活用するため、担い手への農用地の集積、集約化を図る。

2 耕作放棄地の解消

再生して周辺農地と一体的かつ効率的に利用することが可能な耕作放棄地は、 速やかに再生利用を図り、耕作放棄地の解消に積極的に取り組む。

第3 農地中間管理事業の推進に関する基本的な方向

- 1 農地中間管理機構を担い手への農地集積・集約化と耕作放棄地の発生防止・解消を進める中核的な事業体として位置づけ、関係機関との連携を密にして、最大限に活用する。
- 2 農地中間管理事業は、適切に作成された「人・農地プラン」を農地集積の中心 とし、地域ぐるみで農用地の流動化に取り組む区域や農用地の利用の効率化及び 高度化を促進する効果が高い区域などにおいて重点的に実施する。

県では、「マーケティング・コスト戦略」に基づく、県産農産物の振興を図るととも に、リーディング品目、チャレンジ品目などの規模拡大を目指す担い手、新たに農業 にチャレンジする新規就農者など意欲ある担い手を中心に農地の集約化を推進する。 3 農用地として利用することが困難なときは、農地中間管理権を取得しないものとする。

第4 農地中間管理事業の実施方法に関する基本的な事項

1 農地中間管理事業については、農地中間管理機構が策定する「農地中間管理 事業規程」(以下「事業規程」という。) に沿って実施する。

事業規程には、次の事項を定めるものとする。

- (1) 農地中間管理事業を重点的に実施する区域の基準
- (2) 農地中間管理権を取得する農用地等の基準
- (3) 借受希望者の募集等について
- (4) 貸付希望者の把握及び農地中間管理権の取得の方法
- (5) 農用地利用配分方針の基本的な考え方
- (6) 賃料の水準等について
- (7) 農地中間管理権の設定又は移転に係る契約等の解除について
- (8) 農用地等の利用条件改善業務の実施基準について
- (9) 相談又は苦情に応じるための体制について
- (10) 市町村(農業委員会を含む)との連携について
- (11) 業務委託について
- (12) その他必要な事項
- 2 農用地利用配分計画については市町村と協力して定めるものとする。
- 3 農業協同組合、土地改良区、市町村公社、民間企業等については、その能力・実績等からみて、委託された業務を適切に行えると認められる場合に委託を認めるものとする。

第5 農地中間管理事業に関する啓発普及

- 1 人・農地プランの作成・見直しのプロセスにおいて、地域の関係者に農地中間管理機構の活用方法等について、周知徹底を図る。
- 2 県、各市町村及び農業協同組合等の農業関係機関・団体は、それぞれが実施する研修会や集落座談会等を活用して、農地中間管理事業の目的や機構の果たす役割について、周知徹底を図っていくものとする。

第6 関係機関の連携及び協力に関する事項

県及び農地中間管理機構が中心となって、市町村、日本政策金融公庫のほか、農業 関係団体等との密接な連携・協力の下に農地中間管理事業の推進を図る。